

# コロナ下での業務対応のご紹介（特許庁）

特許庁審判部第14部門審判官 西尾 元宏

## 要 約

今般の新型コロナウイルスの感染状況やその対応措置を受けて、特許庁での業務にも様々な影響が生じています。本記事では、筆者が特許庁の一職員として経験した範囲で、その影響の一端をご紹介します。中でもテレワーク（在宅勤務）の実施状況については、緊急事態宣言の前後でガラリと変化しました。筆者自身も片手で数えるほどしか経験のなかったテレワークを通常業務の一部として組み込まざるを得なくなり、もちろん通勤時間の節約といったメリットはありますが、他の職員のテレワーク状況とも相まって業務の進め方にこれまでとは違った工夫が求められることを痛切に感じています。本記事が、同じような状況に直面している方々にとって何かしらご参考となれば幸いです。

## 目次

1. はじめに
2. 概略
  - (1) 緊急事態宣言前
  - (2) 緊急事態宣言後
  - (3) 緊急事態宣言解除後
3. テレワーク（在宅勤務）
  - (1) 概要
  - (2) 出勤業務との差異
4. 外部関係者との接触を伴う業務
  - (1) 面接審査・面接審理
  - (2) 口頭審理
5. 特許庁におけるその他の対応等
6. おわりに

ホームページ等を適時ご確認ください。

## 2. 概略

時系列に沿って、状況と対応を簡単に振り返ります。

### (1) 緊急事態宣言前

最初に関連のニュースや記事を目にするようになったのは、年明けごろからではなかったかと思います。徐々に新たな感染症の脅威として話題に上り始め、2月頃からは国内でも複数の感染症例が報告されるようになったところ、個人的には家族で計画していたテーマパーク訪問を泣く泣く中止したことを思い出します。

そのような状況を受けて、特許庁では2月下旬から時差通勤を原則とするよう職員に要請しました。また、テレワーク実施の要請や、日常の行動における注意喚起、風邪症状がある場合の対処方法（出勤回避など）を、組織内メール等で呼びかけてきました。

時差通勤は、通勤の混雑を避けるために原則として早め又は遅めの勤務時間帯のいずれかを希望に応じて選択するものです（事情により勤務時間をずらすことが難しい職員を除きます）。部署内でも早めの勤務者と遅めの勤務者が入り混じることになり、全員が職場に居合わせる時間帯が短くなったため、会議や協議のスケジュール調整がやや難しくなりました。

上記の要請に応じてほとんどの職員が時差出勤を実施していたものの、この時点ではまだテレワークの利用はあまり多くなく、全体としては出勤しての業務が

## 1. はじめに

今般の新型コロナウイルスの状況に伴い、特許庁でも様々な対策をとりながらの業務を余儀なくされています。まだまだ手探りのところもありますが、本記事にてその一端をご紹介します。特に知財関連業務におけるウィズコロナ、アフターコロナを考える上で、何かしらご参考になればと思います。

なお、本記事は、筆者個人として執筆するものであり、所属する組織としての見解を示すものではありません。また、記載内容は極力誤りのないよう努めておりますが、完全性・正確性を保証するものではありません。特に手続き等の重要な事項については特許庁

主となっていました。

## （２）緊急事態宣言後

４月７日に緊急事態宣言が発出され、また接触機会を最低７割、極力８割削減する、との要請を受けて、特許庁でも、出勤が必須で止めることのできない業務を除き、可能な限りのテレワーク実施を職員に求めることとなりました。業務の進め方を工夫するなどして、ほとんどの部署でテレワークメインの業務体制に移行し、筆者自身も含めて周りの多くの職員は、週に１日程度、どうしても出勤が必要な業務のために出勤し、それ以外はテレワークを実施するというパターンが多い印象でした。ただ、もちろん部署や業務の性質によっては、出勤を主とせざるを得ないところもあったようです。

## （３）緊急事態宣言解除後

５月２５日に緊急事態解除宣言が発出されましたが、特許庁の業務においては、引き続きテレワークや時差出勤の取組を継続し、感染予防に留意していくこととされました。

# ３．テレワーク（在宅勤務）

## （１）概要

ここで、テレワークについて少し詳しくご紹介します。なお、特許庁におけるテレワークは、正式には「在宅勤務」ですが、内部でも通称として「テレワーク」の語が使用されることもあり、イメージもしやすいことから、本記事では「テレワーク」の語を統一的に用いています。

特許庁では以前から、勤務の多様性を設けるという趣旨でテレワーク制度が導入され、手続きの簡素化や環境の充実化が進められてきました。今回のコロナ対応においても、基本的にはこの制度を利用することによってテレワークを実施しています。

テレワークを実施する場所は、自宅、実家等であって、以下の条件を備えることが求められます。

- ・業務 PC を利用するためのインターネット回線
- ・情報の機密性が守られる環境
- ・業務に専念できる環境

庁外での業務となることから、情報の機密性を確保することは、テレワークの実施において特に注意すべき事項の一つです。そのため、テレワーク時の業務には基本的に業務 PC を都度持ち帰って使用するとともに、インターネットを利用した VPN（Virtual Private

Network）により外部に対し秘匿された通信環境で職場とやりとりを行うことが前提となっています。また、未公開の出願情報などの機密性の高い情報は、庁内利用専用のシステムでしかアクセスできない仕組みになっているうえ、情報セキュリティポリシーに則り、紙や電磁記録媒体でも庁外に持ち出せません（つまりテレワークでは利用できません）。

## （２）出勤業務との差異

テレワークにおいても業務 PC を用いて業務を行うため、資料作成やメール対応など一部の業務に関しては問題なく進めることができます。一方で、従来対面で行っていた業務や、執務環境の違いが大きく影響するような業務については、対応が難しいこともあります。以下では、テレワークにより変化したことや、困難な点、対応の工夫についていくつかご紹介します。ただ、このあたりの話はテレワークを導入されている組織であれば似たような状況も多いのではないかと想像します。

### ① 職員間のコミュニケーション

業務上のやりとりは、メール、電話又は直接会って話す、のいずれかが主な手段となりますが、このうちメールについては、先にも述べたとおりテレワークでも全く変わりなく利用できます。また、電話も各個人の業務 PC で利用可能な通話アプリでほぼ代替できます。問題は従来直接会って話をして済ませてきたようなもの、例えばわざわざメールや電話するほどではない日々の細かい情報共有や、直接会って口と身振りと言料（特に図表）とをもって説明するのが手取り早い案件などです。仕方なくメールや通話アプリで代替するか、相手のスケジュール表を確認して直接職場で対面できる日時を狙うこととなりますが、こういうところは、テレワークだとやや非効率なところかなと思います。

ちなみに、職員それぞれのスケジュール表の共有については、以前から全省的に進められていたのですが、特にこのような状況になってその有用性を痛切に感じています。

### ② 会議

テレワークで業務する人が多いことからそもそも直接会合して会議を行うことが難しいうえ、仮に直接会合が可能であるとしても感染防止の観点から、ほとんどの会議はオンライン会議により開催されているようです。業務システムに導入されているアプリケーショ

ンを利用し、各個人の業務 PC に付属するカメラ、マイク、スピーカーを使って簡単にオンライン会議を開催することができます。テレワーク中でもインターネットを介して接続することができるため、会議スケジュールの自由度は高まったと思います。ただ、特にインターネットを通じたテレワーク参加では、ネットワーク状況により映像や音声がかかることがあり、出来る限りこのようなトラブルを避けるために、最初から全員の映像をオフにして音声のみを用いて会議をすることもあります。グループ電話のようなイメージです。

報告メインの会議であればほとんど支障なく済ませることができますが、意見を集約しながら施策や判断の方向性を決めていく場合など、参加者同士で詳細なやりとりをしながら進めるような場合にはかなり難しさを感じます。

### ③ 研修

庁内研修における講義・演習についても、ここ最近、特段の事情がない限りはオンライン会議システムを利用しています。したがって、出勤している場合でも研修教室に移動することなく自席や近くのスペースで参加できますし、自宅等でテレワークをしていても研修に参加でき、時間的・場所的な観点では受講がしやすくなりました。

ただ、研修自体は特に講師の側からすると従前と勝手が違い、難しいところもあります。筆者自身、一度オンライン会議システムを用いた庁内研修の講師を務めました。ネットワーク負荷を考慮して各受講生の PC からのカメラ映像はオフにされており、聞き手の反応が見えない中で PC に向かって話をしつづければならず、どうしてもやりにくさを感じてしまいました。

なお、演習形式を含む研修など、研修効果等の観点からどうしてもオンラインでは実施困難なものについては、研修の適時性や重要性等を考慮しつつ、感染防止に十分に配慮した対策をとった上で集合研修を実施するか、中止又は延期せざるを得ない場合もあります。

### ④ テレワークで実施しづらい業務

審査業務における技術情報検索システムや通知等の起案・発送システムなどは、庁内利用専用となっております。テレワーク時には利用できません。公開された技術情報の検索については、J-PlatPat など他のシステムである程度代替することもできますが、例えば庁内

の未公開情報を必要とする業務については、出勤して実施せざるを得ないということになります。

あるいは、テレワークでできないことはないけれど、できれば出勤して実施したい業務もいろいろあります。例えば資料を印刷して用いるような業務です。テレワークでは自宅にある個人のプリンタも一応使えますが、機密性が低い公開資料等に限られますし、印刷に係る時間も業務用のプリンタとは全く効率が違います。また、大量の紙資料等を用いる業務などは、重い資料を家に持ち帰るのが大変です。システム上で大きなファイルを扱うような業務も、インターネットを介した通信に時間がかかり、テレワークでは避けたい業務となります。

このような点を考慮しつつ、テレワーク業務と出勤時業務を峻別して、計画的に業務を遂行していくことが必要といえます。例えば審査業務においては、テレワークで扱うことのできる案件とそうでない案件（未公開の出願等）がある上に、1 件の審査過程の中でも、テレワークでも進められる部分（出願書類の読込み、公開情報の調査、起案の下書き等）と出勤時に行う部分（未公開情報の調査、他の審査官との協議、起案入力・発送等）が混在しますので、複数の案件をまとめながらそれぞれをスケジュールに合わせてどのように進めていくか、工夫が求められるところです。

## 4. 外部関係者との接触を伴う業務

その他、今般の新型コロナウイルス感染症の状況により大きく影響を受けた業務として、外部関係者との接触を伴う業務が挙げられます。

ご案内のとおり特許庁業務においては、出願人、弁理士の皆様をはじめ、関係者各位と直接お会いして面接・面談や情報交換、相談などをする場面が数多くあります。当然ながらこのような業務については、感染拡大防止の観点からある程度抑制せざるを得ない状況となっています。当該感染症への関心が高まりつつあった 2 月ごろから緊急事態宣言の発出及び解除に至るまで、多くの機会が、中止や延期、オンライン会議システムでの代替を余儀なくされてきました。ご要望や状況等も踏まえながらどうしても必要な場合には、十分な感染予防措置をとった上で直接お会いすることもあるようですが、現在も引き続き感染拡大防止への配慮は継続しており、可能な限り各種ツールでの代替

を図っています。

以下では、特に典型的な業務として、特許審査における面接審査・面接審理、審判における口頭審理の状況（10/7時点）について簡単にご紹介します。

### （1） 面接審査・面接審理

電話による対応は従前と同様に可能です。ただし、上記のとおりテレワークの実施状況などの関係もあり、柔軟な対応が難しい場合がありますので、期限に余裕をもってご連絡ください。

また、特段の事情がなければ対面による面接審査・面接審理は行わず、インターネット回線を利用したテレビ面接により対応しています。テレビ面接については、事前に直接担当審査官・審判官へ電話で御連絡いただき、具体的な案件やテレビ面接を行う日時等について調整した上で、当日は Web アプリケーションにより実施します。準備が必要なものはパソコン、インターネット、ウェブカメラ、ヘッドセット（あるいはマイクとスピーカー）のみです<sup>(1)</sup>。なお、申込みにあたっては、電子メールアドレスが必要となりますので、予めご準備ください。

テレビ面接の詳細は特許庁ホームページにもご案内がありますので、適宜ご参照ください<sup>(2)</sup>。

### （2） 口頭審理

口頭審理については、当事者の要請や合議体の判断に基づいて延期や中止（職権による書面審理への切り替え）するとともに、事件によってはオンライン TV 会議システムによる口頭審尋で代替する対応を行ってきました。しかし、緊急事態解除宣言後は、段階的に口頭審理の原則実施に向けた取組を進めており、口頭審理によることが必要な事件や、口頭審理によることが適切と合議体が判断した事件については、口頭審理の実施を再開しています。

ただし、口頭審理の実施にあたっては、十分な感染拡大防止措置を図っており、具体的には審判合議体及び審判書記官は、マスク及び手袋の着用、手洗いの徹底等の措置を行い、出頭者及び傍聴を希望される方へもマスクの着用や、審判院内での注意事項等についてご理解・ご協力をいただいています。詳しくは特許庁ホームページをご参照ください<sup>(3)</sup>。

## 5. 特許庁におけるその他の対応等

5月25日に緊急事態解除宣言がなされたことを受

け、現在（10/7時点）、特許庁として以下の対応をとっています（特許庁 HP より）。

- ・4月13日より閉鎖していた正門を6月1日より開門します。
- ・人の接触を避ける観点から、出願等は、引き続き電子出願・郵送による出願等にご協力ください。
- ・人と人との距離の確保の観点から、出願・閲覧等の窓口の受付は行いますが、数を絞らせていただくとともに、窓口での相談は、当面の間、停止させていただきます。
- ・窓口にはパーテーションを設置し、マスク・手指の消毒等を徹底させていただきます。来庁の際には、マスクの着用等の感染予防にご協力ください。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、各種手続を所定期限内に行うことが困難となった方に対しては、柔軟な対応を行うなどの措置をとっています。具体的な措置の内容は、特許庁ホームページをご参照ください<sup>(4)</sup>。

## 6. おわりに

事態の収束がなかなか見通せない状況が続きますが、関係者が互いに知恵を出し合いながら、この困難を乗り越え、対応する新たな知財業務の形が必要になっていくのかもしれませんが、本記事がその検討の一助となれば幸いです。

### （注）

- (1) Web アプリケーションの利用にあたり、テレビ面接用の特別なソフトウェアをインストールする必要はありませんが、当該 Web アプリケーションの実行に必要なプラグインの導入が必要となる場合があります。特許庁から送付される招待 URL にアクセスした後、ブラウザソフト（Internet Explorer 等）の指示に従ってください。
- (2) テレビ面接システムを用いた面接について（テレビ面接審査）：[https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/mensetu/telesys\\_mensetu.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/mensetu/telesys_mensetu.html)  
テレビ面接審理：[https://www.jpo.go.jp/system/trial\\_appeal/general-mensetsu/tv-mensetsu.html](https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-mensetsu/tv-mensetsu.html)
- (3) 口頭審理期日における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止へご協力をお願い：[https://www.jpo.go.jp/system/trial\\_appeal/general-koto/covid19\\_koto.html](https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-koto/covid19_koto.html)
- (4) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応等について：[https://www.jpo.go.jp/news/koho/info/covid19\\_shutsugan.html](https://www.jpo.go.jp/news/koho/info/covid19_shutsugan.html)

（原稿受領 2020.8.28）